

## 春日井市入札制度検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 春日井市が発注する公共事業の入札制度について検討するため、春日井市入札制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、入札・契約制度及びその運用に関することを調査・研究する。

### (組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員4名をもって組織する。

2 会長は、市長が指名する副市長をもって充てる。

3 副会長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、市職員のうちから別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

### (会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係部課等の長を臨時委員として会議に出席させ、議事に参加させることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会で定める。

### 附 則

この要綱は、平成5年11月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成11年12月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

財政部長

建設部長

上下水道部長

教育部長